

第1章 総則

節	主な記載内容
第1節 計画の目的	○音更町地域防災計画（地震防災計画）について、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するために必要な事項を明記し、音更町における防災の万全を期することが目的であることを記載。
第2節 計画の性格	○音更町地域防災計画（地震防災計画）について、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する旨について記載。
第3節 計画の推進に当たっての基本となる事項	○地震災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本理念とし、自助・共助・公助による防災の効果的な推進に向け、関係機関の適切な役割分担による協働、男女共同参画による防災体制の確立の必要性について記載。
第4節 計画の基本方針	○音更町防災会議の組織、構成及び防災関係機関等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱について記載。
第5節 音更町の概況	○音更町の位置及び面積、地勢、河川及び気象などの自然的条件、人口や道路ネットワークなどの社会的現況について記載。
第6節 音更町及びその周辺における地震の発生状況	○音更町及びその周辺で過去に発生した地震の発生状況について記載。
第7節 地震の想定	○十勝地方における千島海溝南部・日本海溝北部のプレート間地震と500年間隔地震等の海溝型地震及び十勝平野断層帯の内陸型地震の概要、地震想定等について記載。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条及び音更町附属機関設置条例（平成22年3月23日条例第1号）の規定に基づき、音更町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【用語の定義】

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|-----|----------|---|
| 1. | 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2. | 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3. | 水防法 | 水防法（昭和24年法律第193号） |
| 4. | 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号） |
| 5. | 防災会議 | 音更町防災会議 |
| 6. | 本部（長） | 音更町災害対策本部（長） |
| 7. | 計画 | 音更町地域防災計画 |
| 8. | 町 | 音更町 |
| 9. | 道 | 北海道 |
| 10. | 防災関係機関 | 音更町附属機関設置条例（昭和22年条例第1号）に定める音更町防災会議委員の属する機関 |
| 11. | 消防機関 | 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団（法第2条第3項））「町では、とちかち広域消防事務組合音更消防署及び音更町消防団がこれに当たる」 |
| 12. | 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」 |
| 13. | 防災 | 災害対策基本法第2条第2号に定める防災「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう」 |
| 14. | 要配慮者 | 災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう」 |
| 15. | 避難行動要支援者 | 災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう」 |
| 16. | 複合災害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「音更町地域防災計画」の「地震防災計画」として防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「音更町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- (1) 地震による災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、地震災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、地震災害に備え、地震災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 地震災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 北海道

道は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、町の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

2 音更町防災会議

町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき音更町防災会議を設置する。その組織構成及び運営等は、次のとおりとする。

(1) 防災会議の組織

防災会議は、音更町防災会議規則第2条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行う。

(2) 防災会議の構成

別表のとおり

(3) 防災会議の運営

音更町防災会議規則の定めるところによる。

(4) 防災会議の所掌事務

音更町附属機関設置条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

ア 音更町地域防災計画（地震防災計画）を作成し、及びその実施を推進すること。

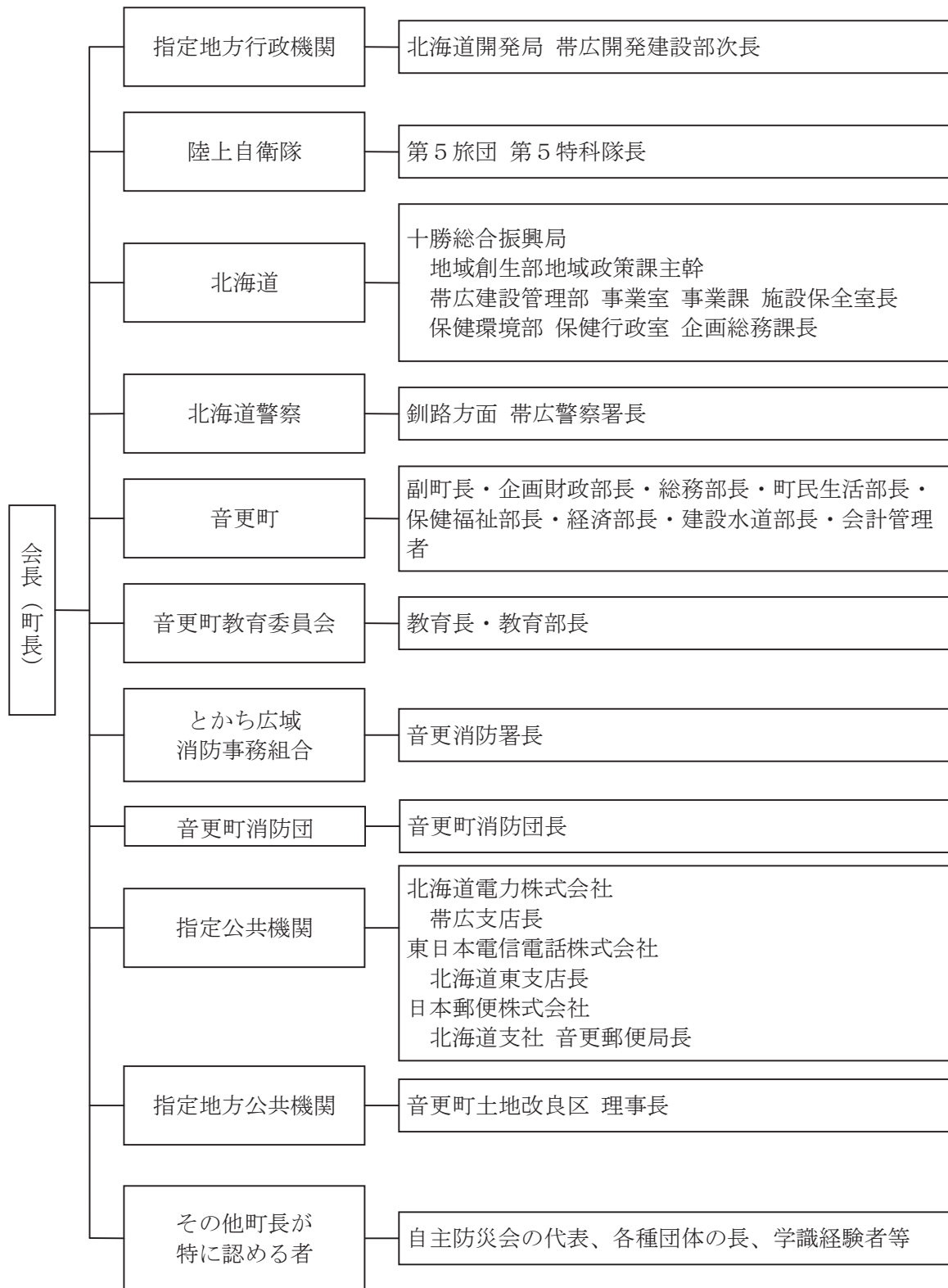
イ 町の地域に係る地震災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ その他法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務。

※資料編1-1：音更町附属機関設置条例

※資料編1-2：音更町防災会議規則

(別表) 音更町防災会議の構成



3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

(1) 音更町

機関名	事務又は業務
町長部局	(1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関する こと。 (4) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害 予防応急対策の総合調整を講ずること。 (5) 自主防災組織の充実を図ること。 (6) 町民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する 活動を支援すること。 (8) 防災訓練の実施及び防災思想の普及に関すること。 (9) 災害用の物資及び資材の備蓄並びに防災施設等の整備点検に関するこ と。 (10) 被災者の救助、遺体の搜索収容及び傷病者の救護に関すること。 (11) 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令及び避難者の収容に関するこ と。 (12) 被災者に対する食料、給水及び諸物資の供給に関すること。 (13) 清掃、防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 住宅の応急対策その他保護に関すること。 (15) 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 (16) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
音更町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこ と。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

(2) とちがひ広域消防事務組合

機関名	事務又は業務
音更消防署	(1) 災害時における町民の生命及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における避難、救助及び救急に関すること。 (3) 町の要請に基づき防災対策の支援及び協力を行うこと。 (4) その他消防業務に関すること。

(3) 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関する事。
北海道開発局 帯広開発建設部	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (2) 十勝川等直轄河川の水位の観測を行い、水防警報を發表すること。 (3) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関する事。 (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。 (5) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関する事。 (7) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事。 (8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関する事。
北海道財務局 帯広財務事務所	(1) 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関する事。 (2) 災害時における国有財産の緊急利用等に関する事。 (3) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 (4) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関する事。 (5) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。 (6) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関する事。 (7) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関する事。
北海道農政事務所 帯広地域拠点地域第6課	(1) 災害時における主要食料の備蓄及び応急配給に関する事。 (2) 災害応急飼料対策に関する事。 (3) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
北海道運輸局 帯広運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関する事。 (2) 自動車運送業者の安全の確保及び運送の協力要請に関する事。
帯広測候所	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、發表に関する事。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。 (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な發表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた町民周知に関する事。 (4) 気象庁が發表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。 (5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、町に対する気象

機関名	事務又は業務
	状況の推移やその予想の解説等に関すること。 (7) 町及び防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

(4) 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第5旅団	(1) 町及び防災関係機関の長の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 (4) 災害時において、特に緊急な事態で、要請を待ついとまがないと認められる場合において、独自の判断に基づき部隊等を派遣すること。

(5) 北海道

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域政策課 (1) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整を図ること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広建設管理部 (1) 所管する道路及び河川について、維持管理、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (2) 水防活動の技術指導に関すること。 (3) 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること。 (4) 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健環境部 (1) 災害時におけるじん芥収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜処理等の清掃業務について、町に指導助言を行うこと。 (2) 災害時における応急医療に関すること。 (3) 被災地における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 (4) 被災地における環境衛生及び食品衛生に関すること。 (5) 被災地における保健衛生指導に関すること。 (6) 被災地における医薬品、衛生材料等の需給に関すること。
十勝教育局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 児童・生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

(6) 北海道警察

機関名	事務又は業務
帯広警察署 音更交番 木野交番 駒場駐在所 十勝川温泉駐在所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

(7) 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 北海道支社 音更郵便局及び 町内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道東支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社帯広支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社 北海道総支社 ソリューション道東支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社 北海道オフィス	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行 帯広事務所	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部十勝地区	(1) 救助法が適用された場合、委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 帯広放送局	(1) 地震防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震の情報、気象予報(注意報を含む)、特別警報、警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社 北海道支社帯広管理事務所	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
電源開発株式会社 東日本支店 上士幌電力所	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 (2) ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運株式会社 帯広支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること。
北海道電力株式会社 帯広支店	(1) 電力供給施設等の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) 電力供給施設の災害復旧見込み等の周知を行うこと。 (4) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

(8) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社 帯広放送局	(1) 地震防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震の情報、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
札幌テレビ放送株式会社 帯広放送局	
北海道テレビ放送株式会社 帯広支社	
北海道文化放送株式会社 帯広支社	
帯広ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。 (3) 災害時における火災、中毒事故防止及び応急対策を行うこと。
社団法人 十勝医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
社団法人 十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会十勝支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
社団法人 北海道獣医師会十勝支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
音更町土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
社団法人 北海道バス協会 十勝圏協会会員 社団法人 十勝地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
社団法人 北海道看護協会十勝支部	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道LPガス協会十勝支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
音更町農業協同組合 木野農業協同組合 十勝農業共済組合北西部事業所 十勝大雪森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
音更町商工会 帯広信用金庫音更支店 及び木野支店 北洋銀行木野支店 網走信用金庫音更支店 北海道銀行 ゆうちょ銀行	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 被災商工業者に対する経営指導並びに資金の融資及び斡旋を行うこと。
一般病院	(1) 災害時における医療及び防疫対策について協力すること。 (2) 被災地における保健衛生指導に関すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関への支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関への支援を行うこと。

4 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

(1) 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、地震災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

ア 平常時の備え

(ア) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

(エ) 隣近所との相互協力関係の醸成

(オ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

(カ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

(キ) 要配慮者への配慮

(ク) 自主防災組織の結成

イ 地震災害時の対策

(ア) 地域における被災状況の把握

(イ) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

(ウ) 初期消火活動等の応急対策

(エ) 避難場所での自主的活動

(オ) 町及び防災関係機関の活動への協力

(カ) 自主防災組織の活動

ウ 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

(2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

ア 平常時の備え

(ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定

(イ) 防災体制の整備

(ウ) 事業所の耐震化の促進

(エ) 予想被害からの復旧計画策定

- (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (カ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (キ) 取引先とのサプライチェーンの確保

イ 地震災害時の対策

- (ア) 事業所の被災状況の把握
- (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (ウ) 施設利用者の避難誘導
- (エ) 従業員及び施設利用者の救助
- (オ) 初期消火活動等の応急対策
- (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (キ) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

ウ 町民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- (ア) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (イ) 地区居住者等は、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (ウ) 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- (エ) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

エ 町民運動の展開

地震災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、町及び防災関係機関の長をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 音更町の概況

1 位置及び面積

本町は、十勝平野の中央部北緯42～43度、東経143度に位置し、南は十勝川を隔てて帯広市及び幕別町に接し、北は士幌町、西は芽室町と鹿追町、東は池田町にそれぞれ接しており、面積は466.02km²、広さは南北32.8km、東西28.7km、東部の南北に走る「長流枝内（おさるしな）丘陵」を除いておおむね平坦である。



2 地勢

- (1) 本町が位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。
- (2) 地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地を成すといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、十勝平野中央付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。
- (3) 平野の大部分は、東部の洪積大地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳、支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。

3 河川

大雪山系に源を発する音更川など大小数多くの河川があり、平野部を縦貫して十勝川に注いでいる。主な河川は、音更川、士幌川、然別川からなっており、いずれも市街地形成地帯を流れている。

4 気象

地域的には、温帯中北部に属した寒暖の差が激しい大陸性気候地帯に属し、季節的には夏季の高温、乾燥の循環が顕著で、年間を通して晴天日数が多く、湿度も比較的低い。

最深積雪は、昭和45年3月の177cm、近年では平成16年2月に111cmが記録されており、夏、冬の寒暖の差が激しい気候となっている。

町の気象記録は資料編3-2のとおりである。

※資料編3-2：気象記録

5 社会的現況

町の人口は、昭和30年度から増加を続けており、現在約4万5千人である。年齢構成別人口は、65歳以上の高齢者が占める割合が年々高くなり、この傾向は今後も続くものと予想される。

周辺都市への交通は、国道241号が町の中心を走り、南は帯広市、北は士幌町へ通じている。また、南部に道央圏と道東圏を結ぶ道東自動車道が通過し、音更帯広インターチェンジが位置している。さらに道道73号（帯広浦幌線）、道道75号（帯広新得線）、道道337号（上士幌士幌音更線）等の道道が走り、南は帯広市、東は池田町、西は芽室町に通じている。

※資料編3-1：音更町の人口推移



音更町の道路ネットワーク

第6節 音更町及びその周辺における地震の発生状況

音更町及びその周辺の地震被害は、1952年（昭和27年）、1962年（昭和37年）、1968年（昭和43年）、1971年（昭和46年）、2003年（平成15年）、2008年（平成20年）及び2013年（平成25年）の十勝沖地震、1970年（昭和45年）の日高山脈南部地震、1993年（平成5年）の釧路沖地震、さらに、1994年（平成6年）の北海道東方沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生している。

なお、音更町周辺の主な地震災害発生記録は、資料編3-8に示すとおりである。

※資料編3-8：音更町周辺の主な地震災害発生記録

第7節 地震の想定

十勝地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究結果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、十勝地方に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、以下のとおりである。

※資料編3-9：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※資料編3-10：北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部 (T1)、十勝沖 (T2)、根室沖 (T3)、色丹島沖 (T4) および択捉島沖 (T5) の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM (マグニチュード：以下同様) 8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

十勝沖では、1952年 (昭和27年) M8.2、2003年 (平成15年) M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3.0%とされている。

(2) 500年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震 (「500年間隔地震」) についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) プレート内のやや深い地震 (P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、1993年釧路沖のM7.5や北海道東方沖M8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、以下の地震が想定される。

ア 釧路沖 (P1)

イ 厚岸直下 (P2)

ウ 日高中部 (P3)

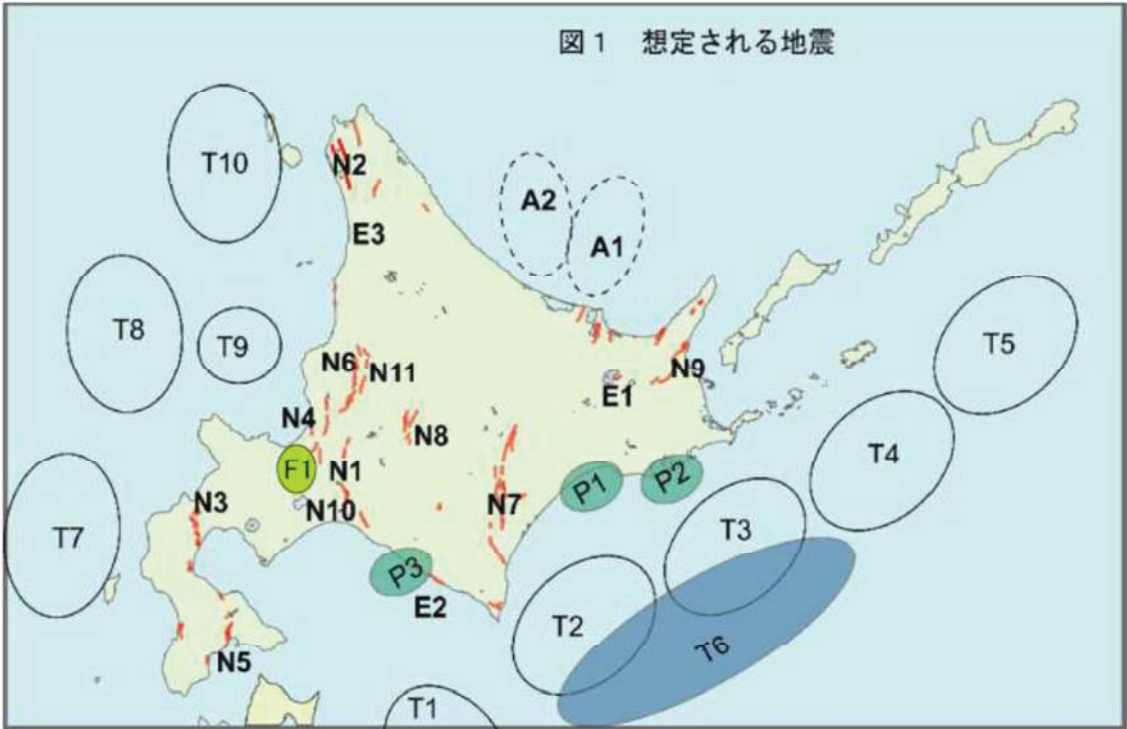
2 内陸型地震

(1) 活断層帯 (N7)

十勝には十勝平野の東縁を南北に縦走する十勝平野断層帯 (N7) があり、この断層帯は主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8.0程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。

また、30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

なお、本文中に記載のT 1～T 6、P 1～P 3及びN 7は、震源の位置を示しており、その位置は下図に示すとおりである。



北海道で想定される地震の震源位置